施策コード	1	12	施策名	防犯体	制のま				
将来像	1 安全でうるおいのある暮らしができるまち(「暮らし」の分野)								
まちづくりの 基本目標	11 安全・安心に生活できるまち								
主担当部		総務部			主担	当課	ß	5災防犯課	
関係課	教育総務課	子育て支援課	生活福祉課						

1. 施策の目的

10年後の姿	市	民の防犯意識が高まり、犯罪のない安全・安心なまちづくりが進んでいます。
	1	市民一人一人の防犯意識の向上に努めます
施策の方向 性	2	地域の連携による見守り体制を強化します
	3	関係機関と連携し暴力団排除活動を推進します

2. 施策の手段(主な事務事業(予算事業)の平成28年度実績)

事務事業名	担当部署	主な取り組み
防犯事業	総務部 防災防犯課	平時より、防犯思想の普及啓発に努めることで、一人一人の生活安全に関する意識の向上と自主的な防犯活動の推進を図るために、防犯協会パトロール等(50回)を行いました。
市民安全推進事業	総務部 防災防犯課	小学校低学年の連れ去り対策や空き巣対策を目的に徒歩によるパトロール強化を実施するとともに、自主的にパトロール活動を行う市民への防犯グッズの貸与を率先して行い、犯罪の抑止効果を図ります。平成28年度は下校見守りパトロール、自主的見守り(10団体)、空き家の持主へ通知等を行いました。
学童クラブ運営管理事業	子ども家庭部 子育て支援課	梅園第3学童クラブ開設・運営、高学年生の受け入れ検討、放課後 児童支援員育成、冬季下校見守りパトロール開始、放課後子ども教 室との連携事業の検討・実施を行いました。
児童·生徒安全推進事業	教育部 教育総務課	児童・生徒を対象に登下校を確保するため、スクールガードリーダーの養成や見守り活動の充実による地域の啓発、ボランティア活動、 犯罪抑止効果を狙った通学路(小学校4校)への防犯カメラの設置に よる安全推進に取り組みました。

3. 担当部署の評価

防犯事業では、防犯協会の年間50回を超えるパトロール活動や特殊詐欺撲滅の駅前キャンペーン、総合的な防犯対策を促す市民まつりでのイベントなど、積極的な防犯取り組みを展開しています。また、市民安全推進事業では、地域の見守り事業として小学校低学年の下校時刻や空き巣の発生確率の高い時間帯に加え、夏休み、冬休み期間の夜間駅前パトロールなど、年間213日以上実施し、安定した治安を維持しています。また、学童クラブ運営管理事業においては、児童・生徒安全推進事業の中で、学校単位の防犯対策を推進するためスクールガードリーダーを養成し、毎年度一人ずつ拡充を図るほか、人の目によるパトロール体制には限界があることも認識し、計画的に小学校の通学路へ防犯カメラの設置も行うものです。また、社会的な問題ともなっている振り込め詐欺を主とする特殊詐欺対策においても、年間12回以上の駅前での「詐欺撲滅キャンペーン」を実施するなど、関係部署が一体となり、警察署とも連携を図る中で、事業の執行ができており、施策目的は概ね達成できていると判断しました。

事柄	どのような状況なのか	施策に対してどのような影響を及ぼすのか (理由も含めて)
市民ニーズの状況	全国的にも刑法犯の認知件数は減少傾向にあるためか、市民の刑法犯に対する認知度が浸透していない。	施策の必要性を高める ⇒各地域でのパトロールを主とする防犯活動 を行い、防犯意識を高める必要がある。
将来人口の推移	高齢化が進み、高齢者が標的にされる犯罪 が増える。	施策の必要性を高める ⇒高齢者が標的にされる犯罪が減るよう、高 齢者の防犯意識を高めていく必要がある。
他のまちの状況と清瀬市との比較		
施策に関係のある事業に 取り組んでいる企業やN POなどの動向	自治会の組織率が低下している。	施策遂行に不利 施策の必要性を高める ⇒自治会の減少により、自治会でのパトロー ル回数が減少し、地域の見守り体制が弱くな る。
法や制度の新設や改正などの動向	一昨年、東京都において「安全安心まちづく 条例」が改定され、特に子供見守り事業の強 化、特殊詐欺対策、危険薬物対策が具体的 に規定された。	、
新たな技術の開発などの 動向	携帯電話やスマートフォンを保有している人が増加し、防犯や犯罪に関する情報を取得し やすくなっている。	施策遂行に役立つ・有利 →防犯及び犯罪に関する情報に触れる機会が増加し、防犯意識の高揚につながる。
その他		

No.	今後の施策課題
1	災害対策での自主防災組織と同様に自主的な防犯活動団体を促すためにも、地域コミュニティーは不可欠であることから、自治会など、地域コミュニティーの活性化が大きな課題となります。 ⇒市民へ自主的な防犯活動を促すことは、10年後の目標値到達への近道です。このため、多くの市民が参加する市民まつり等での防犯キャンペーンの中で、防犯意識に繋げるPRを図ります。また、現状の防災対策で集まりを見せる学校区での避難所運営協議会等においてもPRを図ります。
2	高齢化が進み、高齢者が標的にされる犯罪が増えると考えられるため、それに対応した施策が必要となります。 ⇒特に高齢者がターゲットとなる犯罪被害が特殊詐欺(振り込め)です。このため、多くの詐欺のファーストコンタクトとなる電話勧誘等を封じる為の自動録音装置の配布や注意喚起の啓発に努めていきます。
3	
4	

施策コード		211	施策名	高齢者	者の支援					
将来像	2 健幸でともに支え合うまち(「支え合い」の分野)									
まちづくりの 基本目標	21	ともに支え合って生活するまち								
主担当部	健康福祉部				主担	当課	;	地域包括ケア	推進課•高齢	支援課
関係課										

1. 施策の目的

1	0年後の姿	医療住∂	§・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が みなれた地域で自分らしく暮らしています。
		1	高齢者が安心できる暮らしを支援します
ţ	施策の方向 性	2	高齢者のいきいきとした暮らしを支援します
		医療と介護の情報共有、情報交換ができるしくみをつくります	

2. 施策の手段(主な事務事業(予算事業)の平成28年度実績)

	<u> </u>	
事務事業名	担当部署	主な取り組み
老人いこいの家運営管理事業	健康福祉部 高齡支援課	老人クラブ等地域の高齢者が集い交流を深める場所として、市内に 10施設ある老人いこいの家の整備を行い、高齢者の生涯学習や健 康増進を図ります。平成28年度は、夏季の猛暑避難所会場開設し 熱中症対策に取り組みました。
医療・介護連携推進協議会事業	健康福祉部 地域包括ケア推進課	医療サービスや介護サービスを利用し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる社会の実現を目指し、「清瀬市医療・介護連携推進協議会」を設置し、協議会では、多職種共同の研修会等の、医療及び介護関係職種の情報共有・連携強化に向けた事業を実施しています。平成28年度は、医療・介護資源の把握、地域住民への普及啓発、医療・介護情報の共有、医療・介護相談窓口の設置を新規に行いました。
認知症カフェ運営事業	健康福祉部 地域包括ケア推進課	認知症の方及び家族介護者が、住み慣れた地域で生活できる環境をつくることを目的とし、医療機関の専門職と連携し講座や交流会を開催します。平成28年度は、認知症カフェの運営(月2回)、認知症簡易検査などによる早期発見、医療機関との連携、運営ボランティアの育成に取り組みました。
一般介護予防事業	健康福祉部 地域包括ケア推進課	加齢による心身の活力(筋力・認知機能・社会のつながりなど)が低下することの予防を目的に、「脳トレ元気塾」などの元気回復事業の拡充等に取り組みました。
包括的支援事業費·任意事業	健康福祉部 地域包括ケア推進課	高齢者が住み慣れた地域でその人らしく生活できるよう、認知症施 策の推進(認知症ガイドブックの作成・配布)、第1層生活支援コー ディネーター配置・協議体設置を行いました。

3. 担当部署の評価

①介護保険事業では、前年度に引き続き制度改正に伴うサービ利用者負担割合や施設入所基準・施設利用負担軽減などの改正情報をはじめ、小規模型通所介護サービスが地域密着型サービスに移行すること、また新たに29年度からスタートする総合事業の仕組みなどについてホームページ、広報紙などを活用し周知の徹底と市民説明会の開催等によりサービス利用の促進、不安解消などに努めてきました。

②包括支援センター事業では、前年度に1か所「きよせ清雅地域包括支援センター」を増設したことにより、相談機能や在宅支援などの体制強化と利便性の向上が図られてきているほか、直営包括では、脳トレ元気塾、プレ総合事業の実施などにより介護予防の充実、多様なサービス提供体制の構築など、基幹型機能を生かしてきています。
③認知症対策事業では、認知症カフェの本格・実際により専門医等との連携や市民ボランティの参加、交流などが活

発に行われてきており、認知症の正しい理解と予防啓発、早期発見・診断にも繋がってきています。

④地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みでは、「医療介護の連携推進」「支え合いのしくみづくり」などの事業を積極的に展開してきたことなどから関係者のネットワークも拡充しつつあります。 ⑤社会福祉協議会やシルバー人材センター等、関係支援団体とも連携したフォーラムなどの開催により、社会参加の意識啓発、ボランティアの育成、就労意欲の向上などにも繋がってきています。

事柄	どのような状況なのか	施策に対してどのような影響を及ぼすのか (理由も含めて)
市民ニーズの状況	高齢者の増加とともに、要支援者を対象とした介護予防サービスのニーズや軽度者等への介護保険以外の多様な医療・福祉サービスのニーズが高まっている。	施策の必要性を高める ⇒当該サービスを提供する必要性がますます高まり、それに伴う介護保険料等への影響、財源が必要となる。
将来人口の推移	高齢者人口が増加する一方生産年齢人口は 減少する。	施策の必要性を高める ⇒介護サービス事業者が不足する一方で、 介護サービスや介護保険料などの被保険者の負担増が見込まれる。また、元気な高齢者の意欲が生かされ、就労や介護支援の場で能力が発揮できるような方策も求められる。
他のまちの状況と清瀬市との比較	多摩26市の中で高齢化率が高い。	施策の必要性を高める ⇒高齢者の割合が多いことから、他市以上 に、高齢者層を対象とした多様な対策、先駆 的な取り組みが求められている。
施策に関係のある事業に 取り組んでいる企業やNP Oなどの動向	支え合いの仕組みづくりが地域で展開されつ つある。	施策遂行に役立つ・有利 ⇒元気な高齢者の能力が発揮される場となる他、行政のみでは手の届かないきめ細かな支援の一助となる等、全体での行政サービス費用や、介護保険料の低減にも繋がる。
法や制度の新設や改正などの動向	地域包括ケアシステムを平成37年(2025年) を目途に構築することとなった。	施策遂行に役立つ・有利 ⇒地域包括ケアシステムの構築をめざすことにより、高齢者等に関する取り組み全体の推進に役立つ。
新たな技術の開発などの 動向	多機能な携帯電話等の普及と共に安価に利用がきるようになった。	施策の必要性を低減する ⇒要介護高齢者等の安否確認(捜索)や救急時などの対応にも有効な通信手段等となっており、福祉電話サービスの費用削減にも繋がる。
その他		

No.	今後の施策課題
1	高齢者単身世帯や、高齢者のみ世帯が増加する中で、住み慣れた地域で尊厳ある その人らしい生活をおくれるよう、また健康でいきいきと安心して暮らして頂けるよう、地域住民や関係団体が連携し地域コミュニティを生かした顔の見える関係づくり、地域交流などの取り組みにより高齢者の見守り・支援体制を構築することが課題となっています。
	⇒敬老大会は、これまでの一極化開催から地域分散型開催へ移行したことから前年度の取り組みなどを再検証し、引き続き開催会場への移動負担等の軽減を図りより参加者増と地域交流の拡充を目指しています。また、支え合いの仕組みづくりについては、引き続き「支え合うきよせ委員会」などを開催し協議検討を進めています。
2	高齢者一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を営むには、健康づくり、介護予防などに努めて頂く事が一層重要となっており、専門職による運動や機能回復訓練などの介護サービスと併せ、ボランティアやNPOなど高齢者の支援活動団体の取り組みを生かし多様なサービスを提供できる体制づくり、環境整備が課題となっています。
	⇒28年度の試行(プレ総合事業)を経て29年4月から委託により1箇所の住民主体型通所サービス事業所を設置し、総合事業における多様なサービスの一環として開始しました。現状の参加者は定員に対し60~70%程度となっていることから各地域包括支援センターなどと情報共有を図り利用者の拡充などに努めています。
3	地域包括ケアシステムの構築に向け、国からは29年度末まで医療介護連携推進事業として取り組む8項目が例示されており、地域の特徴を生かした在宅サービスの推進に必要な体制整備が求められています。特に医療・福祉職を対象にリーダー研修会の開催や社会資源の把握のマップ作成など各事業の取り組みを進めてきていますが、医療相談機能の整備や切れ目のない医療・介護サービスの提供を行える体制づくり(在宅訪問診療体制の充実、看取りなど)などは今後の課題となっています。
	⇒清瀬市医療介護連携推進協議会をはじめ同協議会内に専門部会を設置し各項目の協議を進めています。引き続き、3師会、医療・福祉関係機関と連携を密に、当協議会や地域リーダー研修会を開催しながら必要な医療介護のネットワーク化や医療相談機能の整備など推進します。

施策コード		331	施策名	青少年	Eの健全育成					
将来像	3	やかに育むま	ち(「人	づくり」	の分野	;)				
まちづくりの 基本目標	33 青少年や若者が希望や夢を持つことができるまち									
主担当部	子ども家庭部				主担	当課		児	童センター	
関係課	企画課 子ども家庭 支援センター		教育総務課	指導	拿課	生涯スポー	. —	地域包括ケ ア推進課		

1. 施策の目的

1	l l						
	10年後の姿	下後の姿 次代を担う青少年が自己実現をしながら幸せで自立した社会生活を送っています。大人は子どもの人権 を大切にし、乳幼児期から青年期までのライフステージを見守り、育ちを支えています。					
		1	青少年の人間性・社会性を育みます				
	施策の方向	2	悩みや問題を抱える青少年に寄り添った支援をします				
	性	3	地域を上げて青少年を育成する体制を整えます				
		4	青少年の居場所を充実します				

2. 施策の手段(主な事務事業(予算事業)の平成28年度実績)

事務事業名	担当部署	主な取り組み			
新次世代育成支援行動 計画策定事業	子ども家庭部 児童センター	0歳から18歳以下の子ども・若者や、妊娠・出産・子育てをする家庭を対象に、子どもや若者を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を送るとともに、妊娠・出産・子育て支援の充実を図ることを目的に、青年期の自立に向けた発達段階に応じた支援と、母子保健サービスや母子の健康状態ついて定めた計画を策定しました。			
青少年問題協議会事業	子ども家庭部 児童センター	各地区委員会が中心となり、非行防止活動(夏季パトロール、夜間パトロール)、体育大会活動(野球、剣道、卓球、ソフトテニス大会)、見守り活動(登下校時声掛け)、合同事業活動(子育て家庭が求める講演会)等を行いました。			
放課後子ども教室推進事業	子ども家庭部 児童センター	平日放課後の子どもたちの安心・安全な居場所作りのため、「放課後子どもプラン」に基づき、学校の施設を利用した教育活動推進員・教育活動サポーターの配置を、市内の全公立小学校9校で実施をしました。また、学童クラブとの連携事業の検討・実施しました。			
子ども家庭支援センター事業	子ども家庭部 子ども家庭支援センター	総合相談の実施(育児相談、虐待対応)、さまざまな子育て支援実施(ヘルパー、一時保育)、子育て情報発信(子育てガイドブック更新、つどいの広場事業等)、子育てグループ支援、子どもの貧困対策国、都の施策の情報収集等に取り組みました。			

3. 担当部署の評価

少子化問題の進展に対応するために、次世代を担う子どもを育成する家庭を地域社会全体で支援することを目的とした「きよせ次世代育成支援行動計画」について「東京都子供・子育て支援総合計画」や「第4次清瀬市長期総合計画」の内容と整合を図りながら改訂し、「清瀬市新次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもの成長段階に応じた支援の充実や配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実に向けた方向性を示すことができました。また、青少年を対象にした各種スポーツの記録会、大会において参加者の増減はあるものの、数字に大きな隔たりはまた、青少年を対象にした各種スポーツの記録会、大会において参加者の増減はあるものの、数字に大きな隔たりは

また、青少年を対象にした各種スポーツの記録会、大会において参加者の増減はあるものの、数字に大きな隔たりはなく、学年が変わっても参加者の認知度は高い等、スポーツ活動を通し達成感や協調性を学ぶことにより自己肯定感が高まり、清瀬市の青少年健全育成が図られました。

事柄	どのような状況なのか	施策に対してどのような影響を及ぼすのか (理由も含めて)		
市民ニーズの状況	少子化の進展に加えて、人間関係の稀薄化 が顕著になっており、青少年育成への関心や 期待が高まっている。	施策の必要性を高める ⇒地域で青少年育成に取り組むことがますます求められる。		
将来人口の推移				
他のまちの状況と清瀬市 との比較	近隣市に比べて整備されたサッカー場がある。	施策遂行に役立つ・有利 ⇒いろいろな市民団体からサッカー場の利用 について希望があり、当該施設を生かした施 策展開に役立つため。		
施策に関係のある事業に 取り組んでいる企業やN POなどの動向	2020年オリンピックパラリンピック東京大会を契機に、NPO法人や企業のスポーツビジネスへの参入やスポンサーなど露出度が高くなっており、市民に影響を与えてきている。	施策遂行に役立つ・有利 ⇒青少年への啓発、活動への情報提供など NPO等の活動は施策推進に寄与する。		
法や制度の新設や改正 などの動向	子ども・子育て支援新制度において、平成31年度までに、放課後子ども教室の拡充(全国で約30万人の受け皿)や学童クラブと一体型の連携事業の実施が謳われた。	施策の必要性を高める ⇒放課後子ども教室推進事業の更なる推進 が求められる。		
新たな技術の開発などの 動向				
その他				

No.	今後の施策課題				
1	地域の大人たちが地域の子どもをみていくことは重要であり、思春期の世代も含めた子どもたちにとって大変効果的ですが、近年は地域の自治会・互助会・共同体が失われつつある状況で、「地域ぐるみ」の組織の創出及び再生が課題です。				
	⇒市では地域の課題を話し合い、解決するための新しいコミュニティとして「コミュニティはぐくみ円卓会議」を提 案し現在 芝山小、四小、三小、六小、七小で実施しています。				
	全国で子どもたちが巻き込まれる不幸な事件・事故が多発しており、安全な居場所の提供が求められています。				
2	⇒放課後子ども教室(まなべ一)は全小学校で月曜から金曜まで給食のある放課後に実施しており、学童クラブを卒所した高学年児童の居場所にもなっている。また中高生の居場所として児童センター、下宿児童館、野塩児童館において「中高生タイム」を継続実施しています。				
3	養育困難家庭の増加により、自己肯定感を持ちづらい環境が見受けられ、そうした家庭への支援が求めらます。				
9)	⇒子ども家庭支援センターは家庭からの相談窓口に、児童センターは問題を抱える子ども自身への相談窓口や 居場所となっています。				
4					

施策コード	411		施策名	適切な	土地和	土地利用の推進と住環境の整備				
将来像	4	豊かな自然と調	和した住みや	すく活	気ある	まち(「	基盤で	びくり」の分野	5)	
まちづくりの 基本目標	41 快適で住みやすいまち									
主担当部	都市整備部				主担	当課		ਰੋ	ちづくり課	
関係課	道路交通課 水と緑の 環境課									

1. 施策の目的

10年後の姿	姿 豊かな自然環境に配慮した快適なまちづくりが進められ、地域の特性を活かした調和のとれたまちが広がっています。	
施策の方向	1	住みやすく快適なまちをつくります
性		清瀬らしさを実感できる景観の保全・空間の整備を進めていきます

2. 施策の手段(主な事務事業(予算事業)の平成28年度実績)

事務事業名	担当部署	主な取り組み		
都市計画審議会等活動事業	都市整備部 まちづくり課	都市計画審議会は都市計画法に基づき設置され、都市計画について調査及び審議を行います。平成28年度は、諮問を受けて答申を行いました。また、市有財産の取得、管理及び処分に関し、適正な価格及び料金とその可否を審議するための財産審議会において、諮問を受けて答申を行いました。		
都市計画推進事業	都市整備部 まちづくり課	用途地域に基づく計画的なまちづくりを進めるとともに、都市計画道路の整備状況に合わせ、沿道のまちづくりについて検討し、地区計画を策定します。平成28年度は、東3・4・15の2号線沿道のまちづくりに向けた地区計画検討、都営清瀬野塩アパートの地区計画の検討を行いました。		
市営住宅管理事業	都市整備部 まちづくり課	市民(特に高齢者や身体障害者、被災者、その他住宅に困窮している人が、健康で文化的な生活を営むにあたり、居住の安定を図ることを目的として、市営住宅を整備し、所得等に配慮した賃金で住宅の提供を行います。平成28年度は第2住宅除去工事(2棟)や都営住宅パンフレットの配布及び地元割り当ての募集等に取り組みました。		
花のあるまちづくり事業	都市整備部 水と緑の環境	「花とみどりの公園都市」を目標として、清瀬の顔となる駅前通り、 公共施設及び公園などに、年間を通して季節の花を楽しめるよう花 卉植栽委託、神山公園プランター修繕等を行いました。		
街路樹景観整備事業	都市整備部 水と緑の環境課	市のシンボルロードとなっているけやき通りのケヤキについて、将来の姿を見据えた高木化問題を解消するため、80本の樹高強剪定、3本伐採、枯れ枝等を除去する管理作業等を行いました。		

3. 担当部署の評価

10年後の姿である豊かな自然環境に配慮した快適なまちづくりや地域の特性を生かしたまちなみが広がっている姿を達成していくための構成事業については、全てが継続事業であるが、概ね予定通り進んでいます。しかし、今、緑の一つである農地が、相続により、毎年3ha程度減少し宅地化されています。これは、農業従事者の後継者不足や相続税の問題など、市単独では解決できないこともありますが、農のある風景を守るため、早期の対策が必要です。

事柄	どのような状況なのか	施策に対してどのような影響を及ぼすのか (理由も含めて)
市民ニーズの状況	高木化した街路樹の対応や雑木林の樹木の 適正な管理が求められている。	施策遂行に役立つ・有利 ⇒けやき通りのケヤキを将来にわたって残していくため、316本のうち178本を、樹形を考えた上での剪定を実施した。残りのケヤキについても引き続き実施していく。また、この他の街路樹についても、望ましい樹形を検討していく必要がある。
将来人口の推移	少子高齢化の進展による人口減少	施策遂行に不利 ⇒宅地開発が減少することで住宅街としての発展が滞ってしまうこと、また、既存の住宅が空き家となってしまうことなどの懸念がある。
他のまちの状況と清瀬市 との比較		
施策に関係のある事業 に取り組んでいる企業や NPOなどの動向		
法や制度の新設や改正 などの動向	東京都と28市町で連携・協働し、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」を策定した(平成28年3月公表)。	施策遂行に役立つ・有利 ⇒ 東村山3・4・15の2号線が東京都施行優 先整備路線(今後10年間で優先的に整備す べき路線)として挙げられており、地区計画の 策定等の必要性を高める。
新たな技術の開発などの 動向		
その他		

No.	今後の施策課題				
	都市計画マスタープラン(平成13年度~平成32年度)の早期見直し作業が必要となっています。				
1	⇒平成29年度より実施していくことを予定しています。				
	都市計画道路 東3・4・15の2号線の沿道地区計画の早期策定。				
2	⇒整備がある程度進むと建築確認が可能となるため、平成30年度策定に向けて、今年度は現況調査、上位関連計画の整理、市民アンケートを実施します。				
3	相続等に伴う宅地開発が必ずしも良好な住環境を形成しているとは限りません。将来的に清瀬らしい景観が損なわれる可能性もあるため、条例の見直しなど、予防策が必要とされています。				
	⇒現在、開発行為については、条例により事前に十分な相談、指導を行っているが、策定後、10年が経過している条例の社会情勢にあった見直しの必要性も意見として出てきています。				
4)					
4					